

- 6、益正月賞與は一箇月分手當給料の十割とす
- 7、弘濟會益正月の賞與は賣上高一箇月平均給料の十割とす
ること
- 8、食費は通勤者住込人共一箇月に付金拾五圓支出す
- 9、平功手當支給す
- 10、犧牲者は慰謝出さざること但し平等議後も續首をなす場
合は我々一割に相談のこと
- 11、爭議費用は金額廣告費並のこと
- 12、爭議中の給料は店主負擔のこと

三、経 過

六月二十九日午前三時頃直方郡立賣人七名が折尾驛に来るや
同驛の立賣人二十三名と合流し更に小倉驛より十一名が参加
し總員四十一名は即刻罷業を敢行し折尾町の旅館を爭議團本

部として築城協議を續けたる結果前記要求書を作成午後機
内營業人組合長に提出した。

營業人は突然の罷業に狼狽し同業者並鐵道局と協議し早急
なる解決を計らんとしたるも従業員の状態強硬なるに驚ろ
き更に對策を熟議したのである。

罷業を進行するや門司鐵道局より旅客課長來折し双方の意
向を質し警察當局と共に極力幹旋に努め翌三十日午後營
業人と爭議團代表と聯集會所にて第一回會見をなしたるも
組合結成に干し双方譲らず遂に物別れとなるや營業人は直
ちに臨時雇を以て營業を繼續し従業員は聲明書、書を印刷
前後二回に亘り各驛の立賣人に配布し持久戦を開始するに
至つた。

此の間近在の労働組合たる日本西部産業労働組合日本石炭